

令和2年12月18日

唐津市内の教育・保育施設をご利用の保護者の皆様へ

唐津市長 峰 達郎
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に係る対応について

日頃から、本市の教育・保育行政にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。
唐津市内でも新型コロナウイルス感染症の感染者が確認されたことを受け、教育・保育施設の利用について、次のとおり対応させていただきます。
感染拡大を防ぐためのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症に係る対応

利用自粛のお願い

下記の場合は、教育・保育施設の利用を自粛していただきますようお願いいたします。その際は、施設への連絡をお願いいたします。

① 子どもが新型コロナウイルス感染症に感染した場合

利用自粛期間：診断を受けてから治癒し保健所の判断により定める
施設の消毒：必要に応じ保健所の指導を受け子育て支援課が判断し、消毒終了後施設を再開する。

② 子どもが濃厚接触者に特定された場合、及びPCR検査を受ける場合

利用自粛期間：特定されてから、PCR検査の結果が出るまで
*陰性の場合⇒保健所の判断により期間を定める。
*陽性の場合⇒①へ

③ 同居家族が濃厚接触者に特定された場合、及びPCR検査を受ける場合

利用自粛期間：特定されてから、PCR検査の結果が出るまで
*同居家族が陰性の場合⇒利用可
*同居家族が陽性の場合
⇒子どもが濃厚接触者に特定された場合は、②へ。
子どもが濃厚接触者に特定されなかった場合は、保健所の指示により判断を行う。

④ 教育・保育施設が臨時休園となった場合

利用自粛期間：施設再開となるまで

感染防止対策について

手洗い・手指消毒などの感染防止の対策を行ってください。

登園をしなかった場合の保育料について

教育・保育施設を利用しなかった場合について、①～④の理由により登園を自粛された場合、保育料の日割り対応を行います。この場合、保護者様から申請書をご提出していただき、内容確認後に対応を行います。申請書様式については子育て支援課又は各施設においてお渡しできます。市役所ホームページにも様式を公開しておりますので、ダウンロード、印刷の上記入していただいて問題ありません。記入後は子育て支援課又は各市民センター総務・福祉課へご提出ください。郵送でのご提出も可能です。

日割り計算した保育料については、次のとおり対応いたします。

(1) 唐津市が保育料を徴収している場合

→差額をご希望する方法（翌月以降の保育料に振り替え・返金）により対応いたしますので、申請書にチェックをお願いします。

(2) 施設が保育料を徴収している場合

→各施設により対応が異なりますので、各施設へお尋ねください。

保育料が変更となる場合でも変更後の保育料のお知らせは行いませんのでご了承ください。なお、副食費の取扱いについては各施設により対応が異なりますので、施設へお尋ねください。

保育の認定や保育料無償化に関する認定について

①～④の登園自粛に該当する場合、保育の必要性について特例的な取り扱いをします。特例的な取り扱いの対象となる場合は、子育て支援課(0955-72-9151)までご連絡ください。

<具体的な例>

・保育園に預けるためには月 60 時間以上の就労が必要だと思いますが、登園自粛の③に該当したため、就労実績が月 60 時間を満たすことができません。保育園は退所になりますか？

→登園自粛の①～④に該当する場合に限り、就労実績が月 60 時間を満たさない場合でも退所とはなりません。

新型コロナウイルス感染症に関するお問合せ先

- | | |
|-----------------|--|
| (1) 厚生労働省電話相談窓口 | TEL：0120-565-653
受付時間：9:00～21:00（土日・祝日も可） |
| (2) 唐津保健福祉事務所 | TEL：0955-73-4186
受付時間：8:30～17:15（平日） |

【本件に関するお問合せ】

唐津市保健福祉部子育て支援課 TEL：72-9151